

# 空港周辺において禁止される行為

空港周辺においては、航空法により一定の行為が禁止されています。

## 1. 航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為

(1) 空港の周辺で、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為をすることは、航空法第99条の2の規定により禁止され、又は通報が義務づけられています。なお、通報義務の空域でこれらの行為を行おうとする場合は大阪航空局熊本空港事務所への通報を必要とします。

### (2) 禁止又は通報義務の空域

◇行為が禁止される空域は航空交通管制圏内（空港の中心から半径9キロメートル以内）の地表又は水面から150メートル以上の空域及び航空管制圏内の制限表面の上空

◇通報が義務づけられる空域は、航空交通管制圏外の制限表面の上空、航空路内の地表又は水面から150メートル以上の空域、地表又は水面から250メートル以上の空域

### (3) 対象となる行為

◇ロケット、花火、その他の物件を打ち上げること。

◇気球を浮揚させること。ただし、玩具用（直径1メートル以下の薄いゴム製で、金属等をぶら下げていないもの）は対象外となっています。

◇模型飛行機を飛行させること。

◇ハンググライダー又はパラグライダーを飛行させること。

## 2. 類似灯火の設置

(1) 航空機が夜間において安全に飛行できるように、飛行ルート上及び空港周辺に航空灯火が設置されており、特に空港周辺では航空機の離着陸のために多くの灯火が点灯されています。これら灯火の明瞭な認識を妨げ、又は航空灯台と誤認されるおそれがある灯火（上空へ向かってのサーチライト照射等）は、航空法第52条の規定により設置が禁止されています。

(2) 原則として水平又は下方に照射されるものは除かれますが、どのような灯火が類似灯火となるかについては、その位置、構造、機能等によって個々に判断されますので、照会のうえ確認するようお願いいたします。

## 3. 凧揚げ

凧を揚げることについては、航空法上の規制はありません。しかし、航空機が凧に接触した場合は、相当なスピードで凧が飛ばされ、凧を揚げている人が転倒したり、糸を握った指を切断する等の大怪我をすることが予想されますので、航空機が離陸上昇や進入着陸する下では、くれぐれも凧を揚げないようご指導願います。

## 4. 照会先

熊本県天草空港管理事務所

住所：〒863-2114

熊本県天草市五和町城河原1-2080-5 天草空港ターミナルビル内

電話：0969-57-6111

ファックス：0969-57-6112